

金融機関における個人情報保護に関するQ & A（新旧対照表）

改 正 案	現 行
（問Ⅴ-3）個人データ等の漏えい等が発生した場合において、漏えい等報告を行う場合の報告先はどこか。 （答） 1. 個人情報保護法に基づく報告（金融分野ガイドライン第11条第1項前段） 個人情報保護法第26条第1項に基づき漏えい等報告を行う場合の報告先は、以下のとおりとなります。 (1) 個人情報保護法第150条第1項及び同条第4項の規定により同法第26条第1項の規定による権限が金融庁長官に委任されている事業者のうち、 ・その権限を金融庁長官が行使することとなる事業者（各業法における監督権限を金融庁長官が行使することとされている事業者）は、金融庁長官に宛てて、金融庁の担当課室に報告書を提出してください。 ・その権限が個人情報保護法第150条第6項又は第7項の規定により財務局長又は財務支局長に委任されている事業者（各業法における監督権限を財務局長又は財務支局長が行使することとされている事業者）は、当該事業者の主たる所在地を管轄する財務局長又は財務支局長に宛てて、各財務局又は財務支局の担当課に報告書を提出してください。 ・個人情報保護法第170条の規定によりその権限に属する事務を地方公共団体の長（都道府県知事等）が行使することとなる事業者（各業法における監督権限を地方公共団体の長が行うこととされている事業者）は、地方公共団体の長に宛てて、各地方公共団体の担当部署に報告書を提出してください。 提出された報告書等については、個人情報保護委員会に共有されます。 (2) 個人情報保護法第150条第1項及び同条第4項に基づき同法第26条第1項の規定による権限が金融庁長官に委任されていない事業者は、個人情報保護委員会に宛てて、<u>個人情報保護委員会のホームページの報告フォームに入力する方法又は当該ホームページに別途示されている方法により、</u>個人情報保護委員会事務局に報告書を提出してください。 （注）金融機関自身の雇用管理情報や株主情報の中に含まれる「個人データ」の漏えい等について、個人情報保護法第26条第1項に基づき漏えい等報告を行う場合には、個人情報保護委員会に対して報告を行う必要があります。 2. 各業法に基づく報告（金融分野ガイドライン第11条第1項後段）	（問Ⅴ-3）個人データ等の漏えい等が発生した場合において、漏えい等報告を行う場合の報告先はどこか。 （答） 1. 個人情報保護法に基づく報告（金融分野ガイドライン第11条第1項前段） 個人情報保護法第26条第1項に基づき漏えい等報告を行う場合の報告先は、以下のとおりとなります。 (1) 個人情報保護法第150条第1項及び同条第4項の規定により同法第26条第1項の規定による権限が金融庁長官に委任されている事業者のうち、 ・その権限を金融庁長官が行使することとなる事業者（各業法における監督権限を金融庁長官が行使することとされている事業者）は、金融庁長官に宛てて、金融庁の担当課室に報告書を提出してください。 ・その権限が個人情報保護法第150条第6項又は第7項の規定により財務局長又は財務支局長に委任されている事業者（各業法における監督権限を財務局長又は財務支局長が行使することとされている事業者）は、当該事業者の主たる所在地を管轄する財務局長又は財務支局長に宛てて、各財務局又は財務支局の担当課に報告書を提出してください。 ・個人情報保護法第170条の規定によりその権限に属する事務を地方公共団体の長（都道府県知事等）が行使することとなる事業者（各業法における監督権限を地方公共団体の長が行うこととされている事業者）は、地方公共団体の長に宛てて、各地方公共団体の担当部署に報告書を提出してください。 提出された報告書等については、個人情報保護委員会に共有されます。 (2) 個人情報保護法第150条第1項及び同条第4項に基づき同法第26条第1項の規定による権限が金融庁長官に委任されていない事業者は、個人情報保護委員会に宛てて、<u>個人情報保護委員会事務局</u>に報告書を提出してください。 （注）金融機関自身の雇用管理情報や株主情報の中に含まれる「個人データ」の漏えい等について、個人情報保護法第26条第1項に基づき漏えい等報告を行う場合には、個人情報保護委員会に対して報告を行う必要があります。 2. 各業法に基づく報告（金融分野ガイドライン第11条第1項後段）

1
ー
1

各業法に基づき漏えい等報告を行う場合の報告先は、各業法における権限の範囲に応じ、金融庁長官、財務局長、財務支局長又は地方公共団体の長となります。 各業法について、金融庁と他省庁の共管となっている場合には、当該他省庁に対しても報告書を提出する必要があります（問Ⅴ-12参照）。 3. 金融分野ガイドライン第11条第2項に基づく報告（努力義務） 金融分野ガイドライン第11条第2項に基づき漏えい等報告を行う場合の報告先は、上記2. と同様に、金融庁長官、財務局長、財務支局長又は地方公共団体の長となります。 事業者には適用される各業法が金融庁と他省庁の共管となっている場合には、上記2. と同様に、当該他省庁に対しても報告書を提出することが望ましいと考えられます（問Ⅴ-12参照）。	各業法に基づき漏えい等報告を行う場合の報告先は、各業法における権限の範囲に応じ、金融庁長官、財務局長、財務支局長又は地方公共団体の長となります。 各業法について、金融庁と他省庁の共管となっている場合には、当該他省庁に対しても報告書を提出する必要があります（問Ⅴ-12参照）。 3. 金融分野ガイドライン第11条第2項に基づく報告（努力義務） 金融分野ガイドライン第11条第2項に基づき漏えい等報告を行う場合の報告先は、上記2. と同様に、金融庁長官、財務局長、財務支局長又は地方公共団体の長となります。 事業者には適用される各業法が金融庁と他省庁の共管となっている場合には、上記2. と同様に、当該他省庁に対しても報告書を提出することが望ましいと考えられます（問Ⅴ-12参照）。
（問Ⅴ-4）特定個人情報の漏えい等が発生した場合、金融機関は個人情報保護委員会又は監督当局に報告する義務を負うか。 （答） 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第29条の4第1項に基づき、個人番号利用事務等実施者は、番号法第29条の4第1項及び第2項に基づく特定個人情報の漏えい等に関する報告等に関する規則第2条各号に定める事態を知ったときは、個人情報保護委員会に報告を行う必要があります（義務規定）。 ※上記規則第2条各号に定める事態 ① 次に掲げる特定個人情報（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下同じ。）の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態 イ 情報提供ネットワークシステム及びこれに接続された電子計算機に記録された特定個人情報 ロ 個人番号利用事務実施者が個人番号利用事務を処理するために使用する情報システムにおいて管理される特定個人情報 ハ 行政機関、地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人が個人番号関係事務を処理するために使用する情報システム並びに行政機関、地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人から個人番号関係事務の全部又は一部の委託を受けた者が当該個人番号関係事務を処理するために使用する情報システムにおいて管理される特定個人情報 ② 次に掲げる事態 イ 不正の目的をもって行われたおそれがある特定個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態 ロ 不正の目的をもって、特定個人情報が利用され、又は利用されたおそれがある事態 ハ 不正の目的をもって、特定個人情報が提供され、又は提供されたおそれがある事態 ③ 個人番号利用事務実施者又は個人番号関係事務実施者の保有する特定個人情報ファイルに記	（問Ⅴ-4）特定個人情報の漏えい等が発生した場合、金融機関は個人情報保護委員会又は監督当局に報告する義務を負うか。 （答） 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第29条の4第1項に基づき、個人番号利用事務等実施者は、番号法第29条の4第1項及び第2項に基づく特定個人情報の漏えい等に関する報告等に関する規則第2条各号に定める事態を知ったときは、個人情報保護委員会に報告を行う必要があります（義務規定）。 ※上記規則第2条各号に定める事態 ① 次に掲げる特定個人情報（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下同じ。）の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態 イ 情報提供ネットワークシステム及びこれに接続された電子計算機に記録された特定個人情報 ロ 個人番号利用事務実施者が個人番号利用事務を処理するために使用する情報システムにおいて管理される特定個人情報 ハ 行政機関、地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人が個人番号関係事務を処理するために使用する情報システム並びに行政機関、地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人から個人番号関係事務の全部又は一部の委託を受けた者が当該個人番号関係事務を処理するために使用する情報システムにおいて管理される特定個人情報 ② 次に掲げる事態 イ 不正の目的をもって行われたおそれがある特定個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態 ロ 不正の目的をもって、特定個人情報が利用され、又は利用されたおそれがある事態 ハ 不正の目的をもって、特定個人情報が提供され、又は提供されたおそれがある事態 ③ 個人番号利用事務実施者又は個人番号関係事務実施者の保有する特定個人情報ファイルに記

録された特定個人情報が電磁的方法により不特定多数の者に閲覧され、又は閲覧されるおそれがある事態 ④ 次に掲げる特定個人情報に係る本人の数が 100 人を超える事態 イ 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある特定個人情報 ロ 番号法第 9 条の規定に反して利用され、又は利用されたおそれがある個人番号を含む特定個人情報 ハ 番号法第 19 条の規定に反して提供され、又は提供されたおそれがある特定個人情報 また、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）においては、特定個人情報を取り扱う事業者は、上記規則第 2 条各号の事態に該当しない漏えい等事案においても、個人情報保護委員会に報告するよう努めることとされています（努力義務）。 ※上記規則第 2 条各号の事態に該当しない漏えい等事案 漏えい等又はそのおそれのある事案その他の番号法違反の事案又は番号法違反のおそれのある事案のうち、上記規則第 2 条各号の事態に該当しない事案 特定個人情報の漏えい等が発生した場合は、番号法に基づき、個人情報保護委員会に宛てて、<u>個人情報保護委員会のホームページの報告フォームに入力する方法又は当該ホームページに別途示されている方法により、個人情報保護委員会事務局に報告書を提出してください。</u>また、番号法第 29 条の 4 に基づく報告については、上記規則第 3 条に基づき速報・確報の 2 段階による報告が必要となります。 なお、特定個人情報の漏えい等が、「個人データ」の漏えい等にも該当する場合には、個人情報保護法又は各業法に基づく報告も併せて必要となる場合があります（問 V-2 参照）。報告先については、問 V-3 のとおりです。	録された特定個人情報が電磁的方法により不特定多数の者に閲覧され、又は閲覧されるおそれがある事態 ④ 次に掲げる特定個人情報に係る本人の数が 100 人を超える事態 イ 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある特定個人情報 ロ 番号法第 9 条の規定に反して利用され、又は利用されたおそれがある個人番号を含む特定個人情報 ハ 番号法第 19 条の規定に反して提供され、又は提供されたおそれがある特定個人情報 また、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）においては、特定個人情報を取り扱う事業者は、上記規則第 2 条各号の事態に該当しない漏えい等事案においても、個人情報保護委員会に報告するよう努めることとされています（努力義務）。 ※上記規則第 2 条各号の事態に該当しない漏えい等事案 漏えい等又はそのおそれのある事案その他の番号法違反の事案又は番号法違反のおそれのある事案のうち、上記規則第 2 条各号の事態に該当しない事案 特定個人情報の漏えい等が発生した場合は、番号法に基づき、個人情報保護委員会に宛てて、<u>個人情報保護委員会事務局に報告書を提出してください。</u>また、番号法第 29 条の 4 に基づく報告については、上記規則第 3 条に基づき速報・確報の 2 段階による報告が必要となります。 なお、特定個人情報の漏えい等が、「個人データ」の漏えい等にも該当する場合には、個人情報保護法又は各業法に基づく報告も併せて必要となる場合があります（問 V-2 参照）。報告先については、問 V-3 のとおりです。
（問 V-6）個人データの漏えい等について、個人情報保護法第 26 条第 1 項の定める漏えい等報告の報告対象事態に該当するとともに、各業法の定める漏えい等報告の報告対象事態にも該当する場合には、どのように報告を行えばよいか。 （答） 双方の報告対象事態に該当する場合には、双方の法に基づく報告を行う必要があります。 ただし、一つの報告書を提出することで、双方の法に基づく報告を一括して行うことも可能です。双方の法に基づく報告を一括して行うための報告様式として、本 Q & A 付属の（別紙様式 1）を示します。また、ランサムウェア事案（「サイバー攻撃による被害が発生した場合の報告手続等に関する申合せ」（令和 7 年 5 月 28 日関係省庁申合せ）（以下「関係省庁申合せ」という。）2.（1）に規定するランサムウェア事案をいう。）に係る報告を行う場合には、（関係省庁申合せ 別添様式 2）を用いることができます。	（問 V-6）個人データの漏えい等について、個人情報保護法第 26 条第 1 項の定める漏えい等報告の報告対象事態に該当するとともに、各業法の定める漏えい等報告の報告対象事態にも該当する場合には、どのように報告を行えばよいか。 （答） 双方の報告対象事態に該当する場合には、双方の法に基づく報告を行う必要があります。 ただし、一つの報告書を提出することで、双方の法に基づく報告を一括して行うことも可能です。双方の法に基づく報告を一括して行うための報告様式として、本 Q & A 付属の（別紙様式 1）を示します。

（問 V-7）本 Q & A 付属の様式又は（関係省庁申合せ 別添様式 2）を用いて漏えい等報告を行う場合、本 Q & A 付属の様式の根拠規定を記載する欄や（関係省庁申合せ 別添様式 2）の「5.（4）本様式の届出先・報告の根拠規定等」の欄をどのように書けばよいか。 （答） 個人情報保護法に基づく報告の場合（問 V-2（1）参照）には、個人情報保護法第 26 条第 1 項を根拠条文として記載することになります。 各業法に基づく報告の場合（問 V-2（2）参照）には、各業法の報告義務に関連する条文（例：銀行法施行規則第 13 条の 6 の 5 の 2、金融商品取引業等に関する内閣府令第 123 条第 1 項第 6 号の 2）を根拠条文として記載することになります。 金融分野ガイドライン第 11 条第 2 項に基づく報告の場合（問 V-2（3）参照）には、金融分野ガイドライン第 11 条第 2 項を根拠条文として記載することとなります。 （注）問 V-6 のとおり、一つの報告書を提出することで、個人情報保護法・各業法の双方の法に基づく報告を一括して行うことも可能です。この場合、当該報告書には、双方の法令上の根拠条文を並べて記載する必要があります。	（問 V-7）本 Q & A 付属の様式を用いて漏えい等報告を行う場合、根拠条項をどのように書けばよいか。 （答） 個人情報保護法に基づく報告の場合（問 V-2（1）参照）には、個人情報保護法第 26 条第 1 項を根拠条文として記載することになります。 各業法に基づく報告の場合（問 V-2（2）参照）には、各業法の報告義務に関連する条文（例：銀行法施行規則第 13 条の 6 の 5 の 2、金融商品取引業等に関する内閣府令第 123 条第 1 項第 6 号の 2）を根拠条文として記載することになります。 金融分野ガイドライン第 11 条第 2 項に基づく報告の場合（問 V-2（3）参照）には、金融分野ガイドライン第 11 条第 2 項を根拠条文として記載することとなります。 （注）問 V-6 のとおり、一つの報告書を提出することで、個人情報保護法・各業法の双方の法に基づく報告を一括して行うことも可能です。この場合、当該報告書には、双方の法令上の根拠条文を並べて記載する必要があります。 根拠条文の記載方法については、本 Q & A 付属の（別紙様式 1）の様式も参照してください。
（問 V-9）各業法に基づく監督当局への報告について、どのような事項を報告書に記載すれば良いのか。 （答） 法令等において特段報告の様式を定めてはおりませんが、一例として、本 Q & A 付属の（別紙様式 1）の様式を示します。（別紙様式 1）と同内容の情報を全て報告しなければならないというわけではありませんが、各業法における個人情報情報の漏えい等報告に係る規定の趣旨にのっとり、必要十分な内容を監督当局に報告する必要があります。 なお、ランサムウェア事案に係る報告を行う場合には（関係省庁申合せ 別添様式 2）を用いることができます（問 V-6 参照）。また、個人情報保護法第 26 条第 1 項に基づく報告が必要な事案に該当しない場合において、（関係省庁申合せ 別添様式 2）を用いるときは、（関係省庁申合せ 別添様式 2）別紙 1「（1）報告の種別」の記載は省略することができます。 また、漏えい等事案のうち、軽微なものについては、（別紙様式 2）を一例として示します（問 V-8 参照）。	（問 V-9）各業法に基づく監督当局への報告について、どのような事項を報告書に記載すれば良いのか。 （答） 法令等において特段報告の様式を定めてはおりませんが、一例として、本 Q & A 付属の（別紙様式 1）の様式を示します。（別紙様式 1）と同内容の情報を全て報告しなければならないというわけではありませんが、各業法における個人情報情報の漏えい等報告に係る規定の趣旨にのっとり、必要十分な内容を監督当局に報告する必要があります。 また、漏えい等事案のうち、軽微なものについては、（別紙様式 2）を一例として示します（問 V-8 参照）。